

人権・同和教育だより

知って いますか？ 差別を解消するための3つの法律

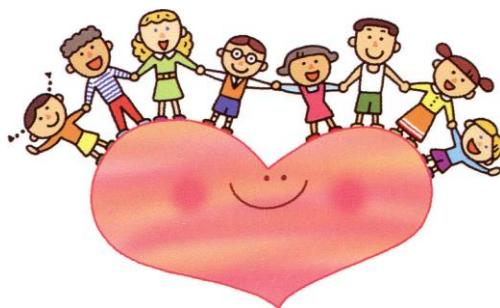
①障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

2016年4月1日に施行されました。すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするためには、障がい者の活動や社会参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要です。

この法律は、障がいを理由とする差別を解消するために、国・都道府県・市町村や事業者などに対して「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会（共生社会）を実現することをめざし制定されました。

②ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

2016年6月3日に公布・施行されました。「本邦外出身者」とは、日本に住む日本以外の民族や、日本以外の国籍をもつ人びとのことです。特定の民族や国籍の人びとを排斥（はいせき）する不当な差別的言動のことを「ヘイトスピーチ」といいます。こうした言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるため、決して許されるものではありません。



民族や国籍等の違いをこえ、多様性が尊重されることにより、豊かで安心して生活ができる社会の実現をめざすために制定された法律です。

③部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

2016年12月16日に公布・施行されました。部落差別とは「同和問題」ともよばれる日本固有の人権問題で、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別に

よる差別意識が、現代社会にいまだに残っているために起きています。

この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」とともに、情報化の進展によってインターネット上への差別的な書き込みなどの「部落差別に関する状況の変化が生じている」なかにおいて、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下(もと)」に、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ために制定されました。



人権尊重の社会を実現するためには、さまざまな人権問題について、私たち一人ひとりが“自分自身にかかわる身近な問題”としてとらえ、「気づき」・「考え」、そしてその解決に向けて「行動する」ことが大切です。差別の解消に向けて、ほんの小さな一歩からでも、まずは何か「行動」してみませんか。

2学期人権・同和教育LHR

1年 「障がいのある方への差別について考える」

誰にとっても住みやすい社会とは、どのような社会なのか。このことについて、事前の意識調査やグループでの話し合いなどをおして考えました。この授業での内容を深めるために、来年1月に毛利公一さんの講演を聴く予定にしています(毛利さんは、事故による頸椎損傷で「一生ベッドでの生活」と医師から告げられたものの、不屈のリハビリで自力呼吸を回復し、今も「立つ」という夢に向かってひたむきに努力を続けておられます)。

2年 「西光万吉の生き方に学ぶ」(同和教育②)

同和教育とは、日本国民の一部の人びとが憲法で保障されている基本的人権を侵害されているという、日本固有の重大な人権問題です。全国水平社創立(1922年)の中心メンバーの一人が、西光万吉(さいこうまんきち)です。彼の生き方をもとに、部落解放をめざして立ちあがった人びとの闘いについて、そしてその思いについて学ぶなかで、“日本の人権宣言”「水平社宣言」のもつ意味について考えました。

3年 「差別の解消をめざして」

3年間の人権・同和教育学習の総まとめとして、1時限目はDV(ドメスティック・パルティス)の問題を中心に、「自分も他人も大切にする」という人間関係の基本(すなわち人権の土台)を再確認しました。2時限目はDVD『人権感覚を磨きませんか』を視聴し、部落差別をなくすための講演活動に各地で取り組んでいる大湾昇さんの活動をおして、改めて「人権感覚」を身につけることの大切さを学びました。